

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 〔(1) 略〕 (2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を<u>除く。次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第19条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇（これに準ずる休暇として市規則で定めるものを含む。以下	（部分休業をすることができない職員） 第18条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を<u>除く。</u>） （<u>部分休業の承認</u>） 第19条 <u>部分休業の承認は、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第11条の規定による生後満1年6月に達しない子を育てるための特別休暇（これに準ずる休暇として市規則で定めるものを含む。以下

「育児時間」という。)又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間(これに準ずる休暇として市規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。)を与えられている職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として市規則で定めるものを与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号
に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつ

「育児時間」という。)又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間(これに準ずる休暇として市規則で定めるものを含む。以下「介護時間」という。)を与えられている職員(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。次項において同じ。))を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に準ずる休暇として市規則で定めるものを与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を与えられて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

[新設]

<u>て、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u>	
<u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u>	
<u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>	
<u>第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>	[新設]
<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>	
<u>第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>	[新設]
<u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u>	
<u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>	
<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>	
<u>第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が</u>	[新設]

<u>生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第20条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第8条第1項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）第12条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第8条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）第15条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない<u>1日又は1時間</u>につき、勤務<u>1日又は1時間</u>当たりの給料又は報酬の額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第20条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第8条第1項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）第12条、一般職の非常勤職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第8条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）第15条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない<u>1時間</u>につき、勤務<u>1時間</u>当たりの給料又は報酬の額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第21条 第14条の規定は、部分休業について準用する。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する

条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月18日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

1年につき1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しない形態の部分休業の請求に関し必要な事項を定めるとともに、部分休業の取得時間帯の制限を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。